

標準報酬月額保険料額表

令和3年3月分保険料から適用

標準報酬		区分	被 保 險 者								事 業 主								合 計						
			健康 ※1	一 般				調 整	介護	健康+介護 ※2	健康 ※1	一 般				調 整	介護	健康+介護 ※2	健康 ※1	一 般			調 整	介護	健康+介護 ※2
					基本	特定	調整						基本	特定	調整						基本	特定			
等級	月額	保険料種別	48.500	47.895	25.760	22.135	0.605	8.250	56.750	51.500	50.895	28.760	22.135	0.605	8.250	59.750	100.000	98.790	54.520	44.270	1.210	16.500	116.500		
		保険料率(/1000)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		円以上 円未満																							

健康保険 平成25年 3月改定
介護保険 平成24年 3月改定

- ・ ※1. 65歳以上及び39歳以下の被保険者は健康保険料のみ。 ※2. 40歳以上64歳以下の被保険者は健康保険料と介護保険料を合わせて徴収されます。
- ・ 本表の健康保険料は、基本保険料(料率54.520/1000)と特定保険料(料率44.270/1000)に調整保険料(料率1.210/1000)を合算した額です。平成20年度より、高齢者の医療に関する納付金(拠出金)等に要する保険料率を、特定保険料率として明記することとなりました。
- ・ 賞与等の保険料算出については、支給額(上限年間573万円、1,000円未満切捨)に健康保険料・介護保険料の保険料率を乗じた額となります。
- ・ 任意継続被保険者については、4月分保険料から適用されます。
- ・ 保険料端数の取扱い
納入告知書の保険料額に円未満の端数がある場合端数を切り捨てた金額となります(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第2条第1項)。